

目指そう!

## リスクの少ない安全職場 築こう! 心とからだの健康職場



活用しよう!

## 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生改善計画作成には、  
労働安全衛生法第80条に基づく  
労働安全・労働衛生コンサルタントによる  
安全衛生診断を受けることが  
最も効果的です。

労働安全・労働衛生コンサルタントは、労働安全衛生法第81条に規定された国家資格で国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

こんな  
時に

## 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント の活用を!



- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活性化しようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関するこ



労働安全コンサルタント／  
労働衛生コンサルタントを  
活用すると、こんなメリットが  
生まれます

- 社内では得がたい安全衛生の専門家の指導を受けることができます。
- 機械のフェールセーフ化など専門的な安全技術指導を受けることができます。
- 社内では気がつかない安全衛生上の問題点を明らかにし、有効かつ効果的な解決方法を教えてくれます。
- 必要なときに、必要な事項について頼むことができるので、人件費の節約になります。
- 経営に役立つ安全衛生管理を教えてくれます。

### 労働安全衛生法の改正により、 認定事業者は計画の届出が 免除されます！

免除認定の申請には、労働安全・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

平成17年11月2日労働安全衛生法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行されました。

今回の改正法律の施行にあたっては、労働安全衛生の専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントの活動に期待する部分が非常に多くなっています。特にリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所（建設業の場合は店舗）が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度（法88条第1項ただし書き）については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店舗が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。

### CSP 労働安全コンサルタント、 COH/CIH 労働衛生コンサルタントとは？

労働安全・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会が推進している労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさって下さい。

#### CSP労働安全コンサルタント

\*CSP (Certified Safety Professional Consultant)

#### COH労働衛生コンサルタント（保健衛生）

\*COH (Certified Occupational Health Consultant)

#### CIH労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）

\*CIH (Certified Industrial Hygiene Consultant)

## 活用事例 印刷業

# 印刷業現場における 診断指導

### 診断の結果と安全衛生上の 問題点

労働安全衛生コンサルタントは、B社のC氏と同行のもとA社を訪問し、診断の結果、次の問題点を指摘した。

#### ■ 1回目の訪問時

##### ① A社の安全衛生管理体制

各種管理者の選任は行われており、安全衛生組織図も整っており、安全衛生管理体制は良好と判断した。

##### ② 安全衛生活動状況

・安全衛生委員会は毎月開催し議事録を作成していたが、従業員に対しての周知は行っていなかった。  
・作業環境測定は6ヵ月ごとに実施し、過去3年のうち、2回、第2管理区分になったが、現在は対策を取り、第1管理区分であった。これらの経緯について委員会への報告はなされていなかった。  
・安全衛生委員会における発言はほとんどが会社側委員からの伝達事項であった。  
・産業医をかなり前から選任しているものの、安全衛生委員会委員への任命はしていない状態であった。

・局所排気装置の定期自主検査は未実施であった。

・SDSは当初取り寄せたが、その後は行っていないので、GHS対応でないものが多かった。

・特殊健康診断の結果で有所見者はいなかつた。

##### ③ 現場の状況

・各種掲示、表示は法令の規定通りに行われていた。  
・局所排気装置は、発散源ごとに設置されていた。スマートスターで測定したところ、排気状況は1台を除き良好であった。

・全体換気装置は設置されているものの、給気口と排気口が接近しているものもあり、スマートスターで測定したところ気流は短絡していた。

④ 次回までに「気流把握のためのビデオ撮影(スマートスターを用いて気流を把握)」(B社C氏担当)をお願いし、許可を得た。

⑤ 次回の予定として、未導入であるリスクアセスメント(RA)についての講習を行うこととした。

#### ■ 第2回目の訪問時

次のことを行った。

##### ① A社の良い点の列挙

##### ② 問題点の指摘

##### ③ 改善取り組みの指導

##### ④ ビデオを用いての現状、問題点の説明

##### ⑤ 胆管がん問題不安解消のための説明

##### ⑥ リスクアセスメント講習

### 指導の進め方

指導の進め方としては「安全衛生活動の活性化」と「従業員の胆管がんへの不安除去」の2項目に焦点を合わせ、指導の方針とした。

#### ■ 安全衛生活動の活性化についての指導

##### ① 各種情報の周知

・測定結果の周知  
・安全衛生委員会議事録の周知

##### ② 職場の不具合箇所の改善

・局所排気装置の定期自主検査の実施  
・気流不具合箇所の改善

##### ③ 安全衛生委員会の活性化

・各種報告事項、審議事項の充実  
・労働者側委員の発言の活性化

・産業医の安全衛生委員への任命

##### ④ 従業員の安全衛生意識の向上

・安全衛生委員会における発言の活性化(「③」と同じ)  
・ヒヤリハット報告制度の活性化

・有機溶剤に関する教育の実施(作業主任者を講師として実施)

・RAの導入(RAについて講習を実施)

#### ■ 従業員の胆管がん問題への 不安除去

不安の最大要因は諸情報の周知不十分にあると考え、次のことを中心説明した。併せて、当職場の状況を胆管がん発生職場の状況と比較して、その差異を説明した。

・今まで使用してきた化学物質の種類(5種類で、いずれも有機則第2種有機溶剤)と使用量

・その化学物質の性状

・作業環境測定結果(5単位作業場、過去3年で2回第2管理区分だったが、改善措置を行い、現在は第1管理区分になっている。)

・換気状況

B社作成のビデオを見ながら、気流の状況を説明。一部改善を要するところがあるが、概して「可」。

・特殊健康診断結果

有所見者なし。

※今回診断を実施した会社は、安全衛生に真面目に取り組もうという気持ちはあるものの、法的、技術的な知識を十分には持ち合わせていない状態であった。会社なりの改善を行っているが、従業員への周知は十分とは言えず、その風土のためか、従業員も安全衛生について会社に任せっきりといった状態であった。

そこで、各種情報の「見える化」によって関係者相互の意志疎通を図るとともに、安全衛生委員会における委員の発言の活性化やRA導入による「自職場のリスクは正に自分たちで」の機運を醸し出すことにより、職場についての不安を取り除き、さらに自信を持って自職場の安全衛生面の維持向上を自らで行っていく機運を高めるように留意して診断指導を行った。



### 労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)についてのご相談は

### 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタントに

#### 守秘義務

労働安全・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

#### 報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはより多くの支部にご照会下さい。

#### 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F

TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647

<http://www.jashcon.or.jp> E-mail [info@jashcon.or.jp](mailto:info@jashcon.or.jp)

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています(約2,600名)。47都道府県に支部があります。

## 労働安全衛生コンサルタント制度 推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、労働安全衛生コンサルタント制度推進月間を全国的に展開しています。この機会に、皆様の職場における安全衛生の改善にぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

### 実施時期

推進月間 每年6月1日から6月30日  
準備月間 每年4月1日から5月31日

### 実施者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
本会都道府県各支部  
会員：労働安全コンサルタント／  
労働衛生コンサルタント

### 後援

厚生労働省	安全衛生技術試験協会	日本医師会
中央労働災害防止協会	全国社会保険労務士会連合会	日本歯科医師会
建設業労働災害防止協会	日本技術士会	日本作業環境測定協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	労働者健康福祉機構	全国労働衛生団体連合会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	全国労働基準関係団体連合会	
林業木材製造業労働災害防止協会	日本ボイラ協会	
	日本クレーン協会	
	ボイラ・クレーン安全協会	
	産業安全技術協会	
	仮設工業会	
	建設荷役車両安全技術協会	



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F

TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647

<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : [info@jashcon.or.jp](mailto:info@jashcon.or.jp)

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。